

通所介護事業所 みずうみ
介護予防通所介護事業所 みずうみ

契約書

社会福祉法人 松 風

____様(以下「利用者」という。)と通所介護事業所みずうみ・介護予防通所介護事業所みずうみ(以下「事業者」という。)は、事業者が利用者に対して行う通所介護・介護予防通所サービス(以下「通所介護」という。)について、次のとおり契約します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し、介護保険法の趣旨に従って利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう通所介護を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

(契約期間)

第2条 この契約の契約期間は 令和 年 月 日から利用者の要介護認定又は要支援認定等(以下「要介護認定等」という。)の有効期間満了日までとします。

2 契約満了日の2日前までに、利用者から事業者に対して文書による契約終了後の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

(通所介護計画)

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」等に沿って「通所介護計画」又は「介護予防通所サービス計画」(以下「通所介護計画」という。)を作成します。事業者はこの「通所介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

(通所介護の内容)

第4条 通所介護の所在地及び設備の概要は重要事項説明書のとおりです。

2 事業者は、前条に定めた通所介護計画にそって通所介護を提供します。通所介護の提供にあたり、その内容について利用者及びその家族に説明します。

3 利用者は、サービスの内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

(サービスの提供の記録)

第5条 事業者は、通所介護の実施ごとに、サービスの提供日及び内容その他必要事項を記録するとともに、利用者の「サービス利用票」に記録するものとします。

2 この記録は契約の終了後2年間保管します。

(守秘義務)

第6条 事業者及びサービス従事者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及び介護者等に関する事項を第三者に漏洩してはなりません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

(サービス利用料金)

第7条 利用者は、サービスの対価として、重要事項説明書に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月毎の合計額を支払います。

2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月10日までに利用者へ送付します。

3 利用者は、事業者から請求書を受け取った月の末日までに支払います。

(サービスの中止)

第8条 利用者は、何らかの理由によりサービス利用を中止する場合は、利用日の前日までに事業者へ連絡することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

2 前項の規定による連絡がない場合は、事業者は利用者に対し、料金の全部又は一部を請求することができます。

3 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、通所介護の全部又は一部について、中止することができます。この場合、利用料の全部又は一部を請求することができます。

(料金の変更)

第9条 事業者は、利用者との合意のうえで、利用単位毎の料金の変更(増額又は減額)することができます。

2 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

(契約の終了)

第10条 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1か月間の予告期間において、理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- (2) 事業者が守秘義務に反した場合
- (3) 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- (4) 事業者が破産した場合

4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 利用者のサービス利用料金の支払いが、2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、これが支払われない場合
- (2) 利用者若しくは介護者等が、サービス従事者の生命、身体、財産等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

- (3) 前 2 号の場合に、利用者は既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金を事業者を支払うものとします。

(損害賠償責任)

第 11 条 事業者は、サービスの提供に伴なって、事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

(緊急時の対応)

第 12 条 事業者は、現に通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合は、速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

(連携)

第 13 条 事業者は、サービスの提供に当たり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービス提供者と密接な連携に努めます。

2 事業者は、この契約の内容が変更された場合又はこの契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に送付します。なお、第 10 条第 2 項及び第 4 項に基づいて解約する際には、事前に介護支援専門員に連絡します。

(相談・苦情対応)

第 14 条 事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、通所介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

(本契約に定めのない事項)

第 15 条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項について、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第 16 条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることにあらかじめ合意します。

この契約の成立を証するため本証2通を作成し、利用者、事業者各署名押印して1通ずつを保有します。

令和 年 月 日

利用者	住所	
	氏名	印
代理人（選任した場合）	住所	
	氏名	印
身元引受人	住所	
	氏名	印
事業者	住所	静岡県浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日 1148番地の2
	事業者名	社会福祉法人 松風
	施設名	通所介護事業所 みずうみ 介護予防通所介護事業所みずうみ
	(事業所番号)	2278100231
	代表者名	理事長 松原 孝昌 印